

議会議案第2号

養親希望者手数料負担軽減事業の導入を求める意見書について
本市議会は、神奈川県に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年10月7日提出

子ども文教常任委員会
委員長 平 川 和 美

養親希望者手数料負担軽減事業の導入を求める意見書

民法817条の2以降で定める特別養子縁組制度について、厚生労働省は社会的養育の充実を図るため、養親希望者手数料負担軽減事業を含む養子縁組民間あっせん機関助成事業予算を拡充し、都道府県等に対し、民間あっせん機関の有無に問わず、養親希望者手数料負担軽減事業について、積極的な実施を依頼している。

本事業は、関東圏では東京都、茨城県、千葉県、その他全国でも静岡県、福井県、沖縄県等で制度化されている。また、世田谷区、中野区ではこれと別に養親希望者手数料補助金事業を実施している。

一方、神奈川県は、現状、養親希望者手数料負担軽減事業を実施していないが、神奈川県人口ビジョンにおけるビジョン1「合計特殊出生率」の向上に向けた取組を推進するためには、事情があつて育てられない子を引き取り、戸籍上も我が子として養育する養親を支援する「養親希望者手数料負担軽減事業」を導入するべきと考える。

よつて、神奈川県におかれては、速やかに養親希望者手数料負担軽減事業を導入するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月7日

藤 沢 市 議 会

神 奈 川 県 知 事 あて